

優先申請について

1. 優先申請とは

みかぼみらい館の大ホール及び小ホールをご利用になる藤岡市内の団体については、市外の団体等より優先して申請を受付けるものであります。

2. 優先対象施設

優先申請を行える施設は、大ホール及び小ホールのみです。

3. 優先対象団体

次のいずれも該当する団体であること。

ア) 藤岡市内に所在地のある団体(定款、会則の所在地、定款や会則のない団体については、会長等の自宅を所在地とする)

イ) 主に藤岡市内で活動している団体

ウ) 主に藤岡市民で構成されている団体

4. 優先条件

利用希望日を**本番使用**する場合。但し、本番に付随する準備・リハーサル・又は片付けで使用する場合はこれに含む。

5. 優先申請方法

利用希望日の1年1ヵ月前(13ヵ月前)の月の末日 午前9時から申請を受付けます。

ただし、末日が休館日(毎週火曜日、ただし、火曜日が祝日の場合は翌日、年末年始は12/28から翌年1/4まで)場合は、その前日となります。

午前8時45分から午前9時にみかぼみらい館のロビーにて受付けを行い整理券を配布いたします。午前9時の時点で複数の団体において、利用希望日又は施設が重複する場合は抽選となります。

注意: 優先申請日の翌日以降の申請は、優先申請となりませんのでご注意ください。

6. 優先申請期間

利用希望日の属する1ヵ月間

例) 優先申請日 平成24年4月30日の場合 ⇒ 優先申請期間 平成25年5月1日から同年5月31日まで

例)

平成25年(2013年)5月の大ホール及び小ホールの申請の仕方

① 優先申請の場合

○申請日 平成24年4月30日

火曜日: 休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※ 翌年5月の1ヵ月間が申請対象日となります。

○利用希望期間 平成25年5月

火曜日: 休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

② 優先申請以外の場合(今までどおり: 利用日の1年前から)

○申請日 平成24年5月4日

火曜日: 休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

○利用希望日 平成25年5月4日

火曜日: 休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※ 5月4日の場合は、翌年5月4日までの申請となります。